

指定給水装置工事事業者指定申請要領

指定の際の申請書の様式（法第二十五条の二第二項&第四号）

- 指定の際の申請事項として以下のものを定めることとする。
 - 法で定められたもの(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、事業所の名称及び所在地、機械器具、選任されることとなる給水装置工事主任技術者)以外には次のものを記載する。
 - ・ 法人にあっては役員の氏名
 - ・ 選任されることとなる給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の交付番号
 - ・ 事業の範囲 管工事業・水道施設工事業
- 申請書には、以下のものを添付する。
 - 所定の様式の法第二十五条の三第一項第三号の各号に該当しない旨の誓約書
 - 法人の場合は、定款、登記簿謄本
 - 個人の場合は、住民票の写し、外国人登録証明書の写し
- 申請書の様式は統一する。

機械器具（法第二十五条の三第二号）

- 指定要件となる機械器具は、次に掲げるものを定めることとする。
 - 金切り鋸、その他の切断用の機械器具
 - ヤスリ、パイプねじ切り機、その他の管の加工用の機械器具
 - トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - 水圧テストポンプ

給水装置工事主任技術者の選任（法第二十五条の四第一項）

- 給水装置工事主任技術者の選任期限を指定を受けてから二週間以内と定めることとする。
- 選任した給水工事主任技術者が欠けた場合の選任期限を欠けた日から二週間以内と定めることとする。
- 給水装置工事主任技術者は事業所ごとの専任とする。ただし、職務の妨げにならない場合はこの限りではない。
- 届出書の様式は統一する。

給水装置工事主任技術者の職務（法第二十五条の四第三項第四号）

- 給水工事主任技術者の職務は、法律に規定するもののほか、給水工事が施行される給水区域の水道事業者と、工事に関し次に掲げる連絡調整を行うことを定めることとする。
 - 分岐工事の場合の配水管の位置の確認
 - 配水管から水道メーターまでの工事を行う場合の工法、工期、その他の工事の条件に関すること
 - 給水装置工事完成時の連絡

(指定の基準)

第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの